

取扱注意 本仕様書は環境省の公募資料の公開前に作成しておりますので、公募資料の内容によっては、変更となる可能性がございます。

福岡県県有施設へのペロブスカイト太陽電池導入可能性調査業務仕様書（案）

1 適用

本仕様書は、「福岡県県有施設へのペロブスカイト太陽電池導入可能性調査業務」に適用する。

2 委託概要

福岡県（以下「県」という。）では、第2次地球温暖化対策実行計画（令和4年3月策定）を策定し、2050年度までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指しており、再生可能エネルギーの最大限導入を重点施策として取り組んでいる。既存の太陽光発電は設置適地の減少により伸びが鈍化しており、2050年目標達成には、耐荷重等の制約で未利用となっている屋根やビル壁面などへの導入が不可欠である。

このため、本委託は、ペロブスカイト太陽電池の薄型・軽量である特性を踏まえ、県有施設へのペロブスカイト太陽電池の導入可能性を調査し、将来的な導入拡大を図るもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

4 調査対象範囲

福岡県個別施設計画HP（URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kobetsushisetsukeikaku.html>）に掲載されている県有施設（約970施設）を対象とする。

なお、本調査に必要な各施設の情報（建築年月日、延床面積、階数他）については、受託者選定後に受託者へ提供するものとする。

5 業務内容

(1) ペロブスカイト太陽電池に係る導入可能性調査

1) 国が実施する補助の対象となる施設の抽出

環境省の「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」（以下、国の補助事業という。）における「対象事業の要件」および「補助金の交付額」等を踏まえ、対象となりうる施設を全て抽出すること。

また、①～⑥に該当する施設を全て固有施設名で抽出すること。なお、施設の抽出にあたっては、抽出条件を整理し、県の承諾を得てから抽出作業に入ること。

①発電容量が1施設あたり、5kW以上であること。屋根面積（300㎡以上）

②発電電力の50%以上を自家消費できること。

③建築基準法に基づく新耐震基準に適合していること。

④同種の施設が複数あり、施工の横展開性があること。

⑤ハザードマップの区域外に立地していること。

⑥塩害地域の区分外に立地していること。

2) 抽出した対象施設における導入可能性の判別

上記1)で抽出した福岡県の県有施設において、ペロブスカイト太陽電池の導入可能性の判別を行うこと。なお、以下の点は必須の項目とする。

- ①導入可能性の可否（否の場合は、その理由）
- ②各メーカーへのヒアリング実施（導入コスト、製品仕様、技術的な制約、将来性など）
- ③設置場所周辺環境（施設周辺の足場設置可能面積の確保、工事車両搬入道の幅員など）
- ④設置可能面積の算定
- ⑤設置容量の算定
- ⑥設置に係る概算費用
- ⑦国の補助事業における補助率

また、導入可能性調査にあたっては、必要に応じて現地調査を実施すること。

3) 導入時の判定フロー図およびチェックリストの作成

国の補助事業の要件に基づき、本県が各施設へペロブスカイト太陽電池の導入検討を行う際に活用することを想定した、導入時の判定フロー図およびチェックリストを作成すること。

6 委託の上限金額

¥12,100,000円（消費税相当分および地方消費税相当分を含む）

7 成果物の提出

(1) 受託者は、本業務の成果物を、次表のとおり提出すること。

名称	形式	数量	提出期限
業務完了報告書（全体版と概要版）（任意様式）	印刷物	1部	令和9年1月29日
	電子データ	1式	
中間報告書（任意様式）	印刷物	1部	令和8年9月10日
	電子データ	1式	

(2) 成果品はすべて県の所有とし、県の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

(3) 電子データはExcel形式と、PDF形式の2種類とすること。

(4) 成果品の納入後であっても、作成内容の修正等が必要な場合は責任を持って補正すること。

8 提出書類

名称	形式	数量	提出期限
業務完了報告書（全体版と概要版）（任意様式）	印刷物	1部	令和9年1月29日
	電子データ	1式	
中間報告書（任意様式）	印刷物	1部	令和8年9月10日
	電子データ	1式	
打合せ議事録（任意様式）	電子データ	1式	打合せ後、なるべく早く
その他 県の指示したもの	電子データ	1式	県の指定する日まで

9 その他履行上の注意

- (1) 本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。
- (2) 本業務の進行に合わせて適宜協議を行うこと。協議を行った場合、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを県に提出すること。
- (3) 県が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の貸与依頼があった場合には、県の判断において貸与するものとする。貸与を受ける場合、事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、決められた期間までに全貸与資料を返納しなければならない。
- (4) 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。